

第 204 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 4 年 6 月 10 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 204 回 南 部 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

1. 開会年月日 令和 4 年 6 月 10 日（金） 午後 2 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 4 年 6 月 10 日（金） 午後 2 時 20 分

3. 開 催 場 所 南部町役場

4. 出 席 委 員（11 人）

会長	4 番 中 村 文 男	
会長職務代理		
委員	1 番 佐々木 正 義	3 番 夏 坂 元一朗
	5 番 夏 堀 健 一	7 番 山 田 憲 幸
	8 番 堀 内 重 男	10 番 佐々木 一 雄
	12 番 三 浦 恵美子	14 番 高 橋 勝 敏
	15 番 河守田 雄 一	16 番 工 藤 信 仁

5. 欠 席 委 員（5 人）

2 番 石 橋 薫	6 番 梅 内 道 子
9 番 川守田 雄 一	11 番 佐々木 徳 志
13 番 赤 石 敏 文	

6. 会 議 書 記

事務局長 野 月 正 治
主幹 小田原 孝 治
総括主査 佐 藤 弓 孔

7. 会 議 日 程

日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 1 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 1 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 6 議案第 1 5 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第 7 議案第 1 6 号非農地証明交付申請の承認について

中村会長	はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 3 番 夏坂 元一朗 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和) ご着席ください。
事務局長	ただいまから第 204 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長	「あいさつ」
事務局長	本日、2 番 石橋薫 委員、6 番 梅内道子 委員、9 番 川守田雄一 委員、11 番 佐々木徳志 委員、13 番 赤石敏文 委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 11 名で、委員定数に達しておりますので、第 204 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 0 7 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 1 0 番 佐々木 一雄 委員 1 2 番 三浦 恵美子 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。

	朗読は省略します。 次に、日程第４ 議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を報告いたします。 報告の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 13 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 5 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 夏坂元一郎 調査員
夏坂調査員	農業委員 3 番 夏坂から説明いたします。 去る 6 月 2 日、藤嶋昭雄農地利用最適化推進委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 13 号から 14 号及び 16 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 13 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 2 番の申請理由は、譲受人が両親より贈与を受けて引き続き営農するため、申請地を取得するものです。 番号 3 番から番号 5 番の申請理由は、農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 13 号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第 5 議案第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹

小田原主幹	議案第 14 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件で、所有権の移転に関するものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 夏坂元一郎 調査員
夏坂調査員	議案第 14 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 2 番の申請理由は、譲受人が自己住宅を建築し、転居するため申請地を取得するものです。調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 14 号について、補足いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で南部町役場南部支所から東に約 600m の距離に位置し、申請地の北側及び南側は農地、東側は宅地、西側は町道を挟んで農地となっております。 農地区分については、「小集団の生産性の低い農地」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することが出来ると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。 番号 2 番の申請地の位置ですが、福地・高橋地区で南部町役場福地支所から北東に約 800m の距離に位置し、申請地の北側及び西側は農地、東側は宅地、南側は町道を挟んで鉄道となっております。 農地区分については、「小集団の生産性の低い農地」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することが出来ると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります。
議 長	議案第 14 号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	ご異議なしと認めます。 よって議案第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。 次に、日程第 6 議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 15 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、3 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は田、期間は 9 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 2 番の利用目的は畑、期間は 9 年 9 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 25,000 円です。 番号 3 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議 長	議案第 15 号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第 7 議案第 16 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。 議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹

小田原主幹	議案第 16 号について、説明いたします。 非農地証明交付申請の承認に係る案件は 1 件です。 なお、別紙資料に案内図と公図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 夏坂元一郎 調査員
夏坂調査員	議案第 16 号について、非農地等認定の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。 申請理由は、申請人が平成 12 年頃から当該農地の管理ができず、山林化したことから、現況に合わせた登記地目とするため、申請したものです。 現地調査の結果、沢づたいの田が山林化しており、農地への再生利用が困難と認められるため、非農地と判断するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	非農地証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 16 号について、補足いたします。 申請地の位置ですが、名川・平地区で南部町役場から南に約 1.4 km の距離に位置し、申請地の北側は休耕の田、東西側及び南側は原野となっております。 非農地等認定の基準となる「肥培管理を廃止し、おおむね 20 年経過したもので、農地等として利用することが困難と認められる土地」と判断されることから、非農地証明の承認は問題ないと考えます。 以上補足説明終わります。
議 長	議案第 16 号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 16 号「非農地証明交付申請の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 204 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 20 分) 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月10日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....